

(証券コード 4568)
平成 18 年 6 月 2 日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号
第一三共株式会社
代表取締役社長 庄 田 隆

第 1 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第1回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、平成18年6月28日（水曜日）17時30分（当社営業時間終了時刻）までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使】

53頁及び54頁の【議決権の行使等についてのご案内】をご確認いただいたうえで、同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、上記の時刻までに到着するよう、折り返しご送付ください。

【インターネット等による議決権の行使】

53頁及び54頁の【議決権の行使等についてのご案内】をご確認いただいたうえで、議決権行使サイト（<http://www.evotet.jp/>）において、賛否をご入力ください。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成18年6月29日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル 2階 ローブルーム
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |

3. 株主総会の目的事項

- | | |
|---------|--|
| 報 告 事 項 | 1. 第1期（自平成17年9月28日 至平成18年3月31日）営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の監査結果報告の件 |
| | 2. 第1期（自平成17年9月28日 至平成18年3月31日）貸借対照表及び損益計算書報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|--------------|
| 第1号議案 | 第1期利益処分案承認の件 |
| 第2号議案 | 資本準備金減少の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査役4名選任の件 |
| 第6号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

4. 議決権の行使等についてのご案内

53頁及び54頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

(自 平成17年9月28日)
(至 平成18年3月31日)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当社は、昨年9月28日、三共株式会社と第一製薬株式会社を完全子会社とする持株会社として設立されました。従いまして、当連結会計年度の業績は、両社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結業績に、当社の平成17年9月28日から平成18年3月31日までの業績を加えております。

世界の医薬品市場は米国市場が牽引し一定の成長を続けているものの、市場のボーダレス化、新薬開発の厳格化が一層進展し、グローバルメガ企業による研究開発面、販売面での熾烈な企業間競争が繰り広げられています。日本市場においても、国立大学病院の独立行政法人化、入院医療費包括評価制度の採用施設増加など医療費抑制策が浸透するとともに、台頭著しい外資系メーカーをはじめとする大手製薬メーカーとの企業間競争が激化し、経営環境はなお一層厳しさを増しています。

当社グループは有効性と安全性に関する情報提供を的確に実施し、医薬品の適正使用を基本としたマーケティング活動を展開した結果、第1期にあたる当連結会計年度において、売上高は、9,259億1千8百万円となりました。国内では、血圧降下剤**オルメテック**、**カルブロック**、広範囲経口抗菌製剤**クラビット**、高血圧・狭心症・慢性心不全治療剤**アーチスト**などが、また、海外では、合成抗菌剤**レボフロキサシン原薬**、血圧降下剤**ベニカー**（北米）・**オルメテック**（欧州）などが寄与しました。

利益面においては、品質・技術レベルの向上とコスト低減策を推進し、売上原価2,907億3千5百万円（原価率31.4%）、販売費及び一般管理費4,804億5千4百万円（うち研究開発費1,587億1千6百万円）を計上し、営業利益は、1,547億2千8百万円、経常利益は、1,597億1千4百万円となりました。

特別損失において、事業統合関連損失98億9千3百万円、遊休固定資産に係る減損損失52億5千3百万円等を計上した結果、当期純利益は876億9千2百万円となりました。

事業別の概況は以下のとおりです。

医薬品事業の売上高は、7,846億6千6百万円、営業利益は、1,481億1千4百万円となりました。

国内医療用医薬品では、後発医薬品の使用促進策が強化されるなど医療費抑制策が一段と浸透し、さらには平成18年4月の業界平均6.7%に及ぶ薬価改定を控え、不透明な市場環境のもと推移しました。

このような市場環境の中で、高脂血症治療剤**メバロチン**が低調に推移したものの、広範囲経

口抗菌製剤**クラビット**、血圧降下剤**オルメテック**などの伸長に加え、抗血小板剤**プラビックス**の製造販売承認に伴う一時金収入の寄与もあり、売上高は、4,314億1百万円となりました。

海外医療用医薬品では、欧州での特許切れ及び米国での競争激化の影響で高脂血症治療剤**プラバスタチン**原体が低調でしたが、血圧降下剤**ベニカー**（米国）・**オルメテック**（欧州）が大幅に伸長、合成抗菌剤**レボフロキサシン**原薬も堅調に推移し、円安傾向による為替差益の発生もあり、売上高は、2,895億3千万円となりました。

ヘルスケア品では、市場が伸び悩む中、競合品の参入などにより発毛促進医薬品**カロヤンガッシュ**、ビタミンC主薬製剤**システィナC**などが低調でしたが、医療用医薬品成分のスイッチOTC薬である水虫・たむし治療剤**ラミシールAT**が好調に推移したことなどにより、売上高は、279億円となりました。

その他の事業は、売上高1,412億5千1百万円、営業利益61億4千6百万円となりました。

当社グループは、経営資源を医薬品事業に集中させるため、非医薬品事業の自立化を進め、一層の経営効率化を図ってまいります。

研究開発活動

当社グループの当連結会計年度の研究開発費は医薬品事業を中心に1,587億1千6百万円、売上高研究開発費比率17.1%となりました。

当社グループは、グローバルに通用する革新的新薬の創生と早期販売を目指し、重点領域に集中的な研究開発投資を行い、「グローバル創薬型企業」の実現に向けた研究開発活動を推進しております。

今般の経営統合においては、いち早く三共株式会社と第一製薬株式会社の研究開発意思決定会議体を統合し、両社の研究開発マネジメントの一元化を図り、企業成長の原動力となる優先プロジェクトにこれまで以上のスピードをもって取り組んでおります。

開発状況につきましては、三共株式会社で、経皮吸収型鎮痛・抗炎症剤**ロキソニンパップ**（一般名：**ロキソプロフェナトリウム**）が本年1月に承認され、5月に発売いたしました。また、第一製薬株式会社では、キッセイ薬品工業株式会社との共同開発品である排尿障害治療剤**ユリーフ**（一般名：**シロドシン**）と抗血小板剤**プラビックス**（一般名：**硫酸クロピドグレル**）は本年1月に承認され、5月に発売されました。**プラビックス**につきましては、昨年9月のサノフィ・アベンティス社への全営業権移管合意に基づき、取得した製造販売承認を3月に同社の日本法人であるサノフィ・アベンティス株式会社へ承継し、製造面及びプロモーション面において今後も協力することとしております。

また、本年1月、三共株式会社は、米国でP I / P II 試験段階にある心筋梗塞・脳梗塞治療剤**K A I - 9 8 0 3**（当社開発番号**C S - 9 8 0 3**）の全世界での開発及び製造販売に関する独占的な権利を米国カイ・ファーマシューティカルズ社から取得し、今後同社の協力のもと本邦の開発を進めてまいります。

また、自社開発の動脈硬化性心血管疾患治療剤**C S - 5 0 5**は、米国で実施したフェーズII試験において、期待した有効性を見出すことが出来なかったことから、また、株式会社三和化学研究所との共同開発品である糖尿病性神経障害治療剤**フィダレスタット**は当社グループの研

究資源の選択と集中のための見直しの結果、それぞれ当社グループにおける開発を終結いたしました。

昨年11月アメリカ心臓協会年次学術集会において、三共株式会社製品である**プラバスタチン**（製品名：**メバロチン**）を用いた大規模臨床試験（MEGA Study）の成績について発表されました。この試験は厚生労働省（当時厚生省）の委託研究事業として1993年に開始され、約8,000名の高脂血症患者を対象とし、心血管疾患の一次予防効果を平均5年以上観察した日本で初めての大規模臨床試験です。この試験により、日本における高脂血症治療の意義が改めて明確に証明されましたので、今後その内容を適切かつ正確に医療の現場に情報提供してまいります。

(2) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は303億円であり、その主な内訳は次のとおりであります。

- ・三共株式会社 小名浜工場製造設備
- ・第一アスピオファーマ株式会社 医薬センター製造設備
- ・株式会社第一ラジオアイソトープ研究所 千葉工場製造設備

(3) 企業集団の資金調達の状況

資金調達につきましては特記すべき事項はありません。

(4) 企業集団の対処すべき課題

当社グループは、今般の経営統合を機に、日本発のグローバル創薬型企業としての第一歩を踏み出すべく、以下の経営課題に鋭意取り組んでおります。

① 完全統合の実現

当社グループは、事業統合スケジュールに従い、第一段階として、株式移転により共同持株会社である当社を設立し、以降順次統合作業を進め、2006年4月迄に、米国営業機能、欧米開発機能、並びにヘルスケア事業の統合を完了しました。今後さらに2007年3月末を目途に非医薬品事業のグループ外での完全自立化を完成させ、三共株式会社と第一製薬株式会社の医療用医薬品事業を持株会社である当社に統合して、全ての統合作業が完了する予定です。

完全統合の実現においては、業界最高水準の業務運営効率を目指し、ビジネス統合のための作業部会と、人事システムチーム等の共通支援チームを置き、グループ一丸となって鋭意推進しております。統合の完了時には、人員の適正化やコスト構造のスリム化を達成し、統合相乗効果の着実な実現とともに、経営管理機能、事業推進機能の強化や人材の育成・発掘等も併せて実現してまいります。

② 医薬品事業への集中

当社グループは、事業の卓越性と継続的な成長を担保するため、医療用医薬品事業とヘルスケア事業からなる医薬品事業へ特化することとし、2007年3月末を目処に非医薬品事業専門のグループ会社のグループ外での完全自立化を図ってまいります。

既に昨年9月富士製粉株式会社は、日東製粉株式会社との合併契約を締結して本年4月に合併し、また、和光堂株式会社は、当社グループが所有する同社株式を本年5月にアサヒビール株式会社による公開買付けを通して売却することにより、それぞれ当社グループから独立しております。

③ 革新的新薬の創出力向上

当社グループは、未充足の医療ニーズに対し、革新的な新薬を開発することを目標とし、その実現のため、1)適正規模のグローバル研究開発組織、2)重点領域において革新的研究を遂行する規模の確保、3)主要な開発候補品を独自開発できる人材の確保、さらには4)効果的かつ効率的な開発プロジェクト管理とタイムリーな意思決定等を経営課題として体制作りに取り組んでおります。

今般の経営統合において、三共株式会社と第一製薬株式会社の研究開発マネジメント一元化を最優先の経営課題の一つと捉え、本年4月からの欧米開発組織統合を機に、1年前倒しでグローバル開発プロセスを稼動させております。このプロセスの稼動に先立ち、昨年10月に新たな統合の会議体として、グローバルR&D意思決定会議体（GEMRAD）を設置し、グループの重点領域を循環器、糖代謝、感染症、癌等とし、開発候補品の選択を行いました。さらに優先度評価を行い、抗血小板剤**プラスグレル（CS-747）**、抗Xa剤**DU-176b**、**オルメサルタンとアムロジピンの配合剤CS-8663**、タキサン誘導体（抗癌剤）**DJ-927（経口）**、抗血小板剤**DZ-697b**を最優先開発プロジェクトに選定し、開発プロジェクトチームを設置して研究開発を推進しております。

④ 国内外の収益基盤強化

国内医療用医薬品事業では、経営統合により当社グループのMR（医薬情報担当者）数は2,500名を超える規模が見込まれ、質量とも卓越した営業力を確保することになります。さらに全国規模の医薬品卸会社との取引関係の一層の強化により規模拡大のメリットを生かした流通戦略の展開も可能となります。2007年4月以降、この総合的な営業力を背景にして、主力製品への取組みを集中し、売上拡大を図り、国内市場での基盤を一層強化してまいります。なお、統合効果の早期実現のため、**オルメテック**は昨年11月から、**クラビット**は本年4月より共同販売促進活動を開始しております。

海外医療用医薬品事業では、経営統合による規模メリットを活用し、米国を中心に優先プロジェクトの自社開発、自社販売による製品価値の飛躍的な増大を目指します。このため米国を中心とした海外開発・営業拠点の拡充は必須の経営課題となりますが、企業提携やM&A等外部資源の獲得も選択肢に入れ、拡充を図ってまいります。

また、本年4月より、米国における三共株式会社と第一製薬株式会社の拠点を統合し、第一三共Inc.を発足させ、基盤の拡充を図っております。

ヘルスケア事業においては、三共株式会社と第一製薬株式会社のヘルスケア事業を統合し、新たに第一三共ヘルスケア株式会社を設立して、本年4月から営業を開始しました。

今後研究開発力、マーケティング力、営業力の有機的集中による既存ブランドや新製品の売上拡大とローコスト体制構築により収益基盤を強化してまいります。

さらに、本年4月にアステラス製薬株式会社のヘルスケア事業子会社であるゼファーマ株式会社の全株式を取得し、子会社としました。2007年4月に第一三共ヘルスケア株式会社とゼファーマ株式会社の統合を予定しており、さらなる規模の拡大とブランド資産の増加による収益基盤の強化を目指します。

(5) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	平成17年度 (当連結会計年度) 第1期
売上高 (百万円)	925,918
経常利益 (百万円)	159,714
当期純利益 (百万円)	87,692
1株当たり当期純利益 (円)	119.49
総資産 (百万円)	1,596,126
純資産 (百万円)	1,237,529

- (注) 1. 当社は平成17年9月28日設立のため、平成16年度以前の計数はありません。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均株式数については、自己株式数を控除して計算しております。

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	平成17年度 (当期) 第1期
営業収益 (百万円)	76,656
経常利益 (百万円)	73,591
当期純利益 (百万円)	73,545
1株当たり当期純利益 (円)	100.06
総資産 (百万円)	1,209,278
純資産 (百万円)	1,206,810

- (注) 1. 当社は平成17年9月28日設立のため、平成16年度以前の計数はありません。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均株式数については、自己株式数を控除して計算しております。

2. 企業集団及び当社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

第一三共株式会社は、子会社2社（三共株式会社・第一製薬株式会社）の共同持株会社として、平成17年9月28日に設立されております。当社グループは、子法人等2社、並びに両社の子法人等71社・関連会社8社による、合計82社により構成されております。当社グループは、医薬品事業を中心とした事業を行っております。

(2) 企業集団の主要な営業所、工場及び研究所

第一三共株式会社	本社	東京都中央区
三共株式会社	本社	東京都中央区
	支店	札幌、東北第一・東北第二（宮城県）、東京第一、東京第二、埼玉、千葉、横浜、北関東（東京都）、甲信越（東京都）、東海第一・東海第二（愛知県）、大阪第一、大阪第二、神戸、京都、北陸（石川県）、中国第一（広島県）、中国第二（岡山県）、四国（香川県）、九州第一・九州第二・九州第三（福岡県）
	工場	小名浜（福島県）、平塚（神奈川県）、小田原（神奈川県）、大阪
	研究所	東京都品川区
第一製薬株式会社	本社	東京都中央区
	支店	札幌、仙台、東京第一、東京第二、千葉・埼玉（千葉県）、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、高松、福岡
	研究所	東京都江戸川区
和光堂株式会社	本社	東京都千代田区
日本乳化剤株式会社	本社	東京都中央区
三共アグロ株式会社	本社	東京都文京区
三共ライフテック株式会社	本社	東京都文京区
第一化学薬品株式会社	本社	東京都中央区
株式会社第一ラジエイトーブ研究所	本社	東京都中央区
第一ファインケミカル株式会社	本社	富山県高岡市
第一アスピオファーマ株式会社	研究所	大阪府三島郡
第一ファルマテック株式会社	工場	大阪、静岡、秋田
第一三共 Inc.	本社	米国 ニュージャージー州パーシパニー
ライトホールド・ファーマシューティカルス Inc.	本社	米国 ニューヨーク州シャーリー
三共ファルマ GmbH	本社	ドイツ ミュンヘン

(3) 株式の状況

① 株式の総数

会社が発行する株式の総数 2,800,000,000株
発行済株式の総数 735,011,343株

② 株主数

63,819名

③ 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の当該株主への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率	持 株 数	出 資 比 率
	千株	%	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	55,883	7.60	—	—
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	48,316	6.57	—	—
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	41,839	5.69	—	—
ザチェースマンハッタンバンクエヌ エイロンドンエスエルオムニバス ア カ ウ ン ト	15,945	2.16	—	—
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	13,413	1.82	—	—
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー 505103	12,833	1.74	—	—
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	9,468	1.28	—	—

(注) 1. 持株数、出資比率ともに表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 上記信託銀行の持株数には、信託業務に係る株式が含まれております。

④ 自己株式の取得、処分等及び保有

(イ) 取得株式

当社普通株式 42,911株

取得価額の総額 96,666,040円

(ロ) 処分株式

当社普通株式 5,303株

処分価額の総額 12,246,855円

(ハ) 失効手続きをした株式

該当事項はありません。

(ニ) 決算期における保有株式

当社普通株式 37,608株

⑤ 新株予約権の状況

(イ) 現に発行している新株予約権の状況

該当事項はありません。

(ロ) 当連結会計年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権

該当事項はありません。

(4) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
18,434名	—

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。

2. 当社は平成17年9月28日設立のため、前期末比増減はありません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
76名	—	42.4歳	19.0年

(注) 1. 当社従業員は三共株式会社及び第一製薬株式会社からの出向者であり、平均勤続年数は通算の勤続年数を記載しております。

2. 当社は平成17年9月28日設立のため、前期末比増減はありません。

(5) 企業結合の状況

① 重要な子法人等の状況

会社名	資本金 百万円	議決権比率 %	主要な事業内容
三共株式会社	68,793	100.00	医薬品の研究開発・製造・販売
第一製薬株式会社	45,246	100.00	医薬品の研究開発・製造・販売
和光堂株式会社	2,918	61.16 (61.16)	乳製品、食品等の製造・販売
日本乳化剤株式会社	300	100.00 (100.00)	化学品等の製造・販売
三共アグロ株式会社	350	100.00 (100.00)	農薬等の製造・販売
三共ライフテック株式会社	300	100.00 (100.00)	動物用医薬品、食品添加物等の販売
第一化学薬品株式会社	1,275	100.00 (100.00)	医薬品、試薬の製造・販売
株式会社第一ラジオアイソトープ研究所	1,400	100.00 (100.00)	放射性医薬品の製造・販売
第一ファインケミカル株式会社	2,276	100.00 (100.00)	ファインケミカル品、医薬品の製造・販売
第一アスピオファーマ株式会社	11,000	100.00 (100.00)	医薬品の研究開発・製造・販売
第一ファルマテック株式会社	100	100.00 (100.00)	医薬品の製造
第一三共 Inc.	24.9百万米ドル	100.00 (100.00)	医薬品の研究開発・販売
ルイトボルド・ファーマシューティカルズ Inc.	0.2百万米ドル	100.00 (100.00)	医薬品の開発・製造・販売
三共ファルマ GmbH	16百万ユーロ	100.00 (100.00)	医薬品の開発・製造・販売

(注) 議決権比率の()内は、間接所有で内数であります。

② 企業結合の経過

- 1) 第一アスピオファーマ株式会社は、平成17年10月1日に第一サントリーファーマ株式会社から社名変更しております。
- 2) 三共株式会社の米国子法人等である三共ファルマ Inc. が、平成18年3月31日付にて第一製薬株式会社の米国子法人等である第一ファーマ・ホールディングス Inc.、第一ファーマシューティカル Corp. 及び第一メディカル・リサーチ Inc. を吸収合併し、第一三共 Inc. に社名変更しております。
- 3) 第一三共ヘルスケア株式会社を平成17年12月16日に設立しております。平成18年4月1日付で三共株式会社と第一製薬株式会社のヘルスケア事業を、会社分割により第一三共ヘルスケア株式会社に承継し、営業を開始しております。
- 4) 和光堂株式会社につきましては、アサヒビール株式会社が平成18年4月25日より実施する公開買付けに応募し、三共株式会社他が保有する株式を譲渡することといたしました。

③ 企業結合の成果

上記の重要な子法人等14社を含む連結子法人等は57社であります。
当社の第1期であります当連結会計年度の売上高は9,259億1千8百万円、経常利益は1,597億1千4百万円、当期純利益は876億9千2百万円となりました。

④ 重要な提携等の状況

(イ) 技術導入

契約会社名	相手先	国名	技術内容
三共(株)	カイ・ファーマシューティカルズ社	アメリカ	心筋梗塞・脳梗塞治療剤「CS-9803」に関する技術
第一製薬(株)	レ・ラボワトワール・セルヴィエ社	フランス	持続性組織ACE阻害剤「コバシル」に関する技術
第一製薬(株)	エフ・ホフマン・ラ・ロシュ社	スイス	持続性高血圧・狭心症治療剤、慢性心不全治療剤「アーチスト」に関する技術
第一三共Inc.	ジェンザイム社	アメリカ	高脂血症治療剤「ウエルコール」に関する技術
ルイトボルド・ファーマシューティカルズInc.	バイフォー社	スイス	貧血治療剤「ヴェノファー」に関する技術

(ロ) 技術導出

契約会社名	相手先	国名	技術内容
三共(株)	ブリストル・マイヤーズ・スクイブ社	アメリカ	HMG-CoA還元酵素阻害剤（高脂血症治療剤）に関する技術
三共(株)	イーライ・リリー社	アメリカ	「CS-747」（虚血性疾患治療剤）に関する技術
三共(株)	ロシュ社	スイス	「CS-023」（カルバペネム系注射用抗菌剤）に関する技術
第一製薬(株)	ジョンソン・アンド・ジョンソン社	アメリカ	レボフロキサシン製剤に関する技術
第一製薬(株)	サノファイ・アベンティス・ファーマドイチュラント社	ドイツ	レボフロキサシン製剤に関する技術
第一製薬(株)	参天製薬株式会社	日本	レボフロキサシン眼科用製剤に関する技術

(ハ) 販売契約等

契約会社名	相手先	国名	契約の内容
三共(株)	株式会社クレハ	日本	同社の抗悪性腫瘍剤「クレスチン」の日本における独占販売 同社の慢性腎不全用剤「クレメジン」の日本国内における独占販売
三共(株)	グラクソ・スミスクライ ン株式会社	日本	同社の消化性潰瘍治療剤「ザンタック」の日本国内における共同販売
三共(株)	興和株式会社	日本	高脂血症治療剤「リバロ」の日本国内における共同販売
三共(株)	味の素株式会社	日本	同社の速効型食後血糖降下剤「ファスティック」の日本国内における販売
第一製薬(株)	サノフィ・アベンティス社	フランス	同社の抗血小板剤「パナルジン」の日本国内における独占販売
第一製薬(株)	東レ株式会社	日本	同社の天然型インターフェロン・ベータ製剤「フェロン」の日本国内における共同販売
第一製薬(株)	社団法人北里研究所	日本	同社のワクチン類の日本国内における販売
第一製薬(株)	ジーイー・ヘルスケア社	ノルウェー	同社の非イオン性MRI用造影剤「オムニスキャン」の日本国内における独占販売 同社の非イオン性造影剤「オムニパーク」の日本国内における独占販売
第一製薬(株)	ユーシービージャパン株式会社	日本	同社のアレルギー性疾患治療剤「ジルテック」の日本国内における独占販売
第一製薬(株)	日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社	日本	同社の非ステロイド性消炎・鎮痛剤「モービック」の日本国内における独占販売
第一製薬(株)	株式会社ヤクルト本社	日本	同社の抗悪性腫瘍剤「トポテンシ」の日本国内における共同販売
第一製薬(株)	ゼリア新薬工業株式会社	日本	α 型ヒト心房性ナトリウム利尿ポリペプチド製剤「ハンブ」の日本国内における独占販売
第一製薬(株)	サノフィ・アベンティス社	フランス	同社の抗血小板剤「プラビックス」の日本国内における共同販売
第一製薬(株)	キッセイ薬品工業株式会社	日本	同社の排尿障害治療剤「ユリーフ」の日本国内における販売
第一三共Inc.	フォレスト・ラボラトリーズ社	アメリカ	血圧降下剤「ベニカー（オルメサルタン）」の米国内における共同販売
三共ファルマGmbH	メナリーニ社	イタリア	血圧降下剤「オルメテック（オルメサルタン）」の欧州における共同販売

(6) 取締役及び監査役

役	職	氏名	担当または主な職業
代表取締役	会長	森田 清	第一製菓株式会社代表取締役社長
代表取締役	社長	庄田 隆	三共株式会社取締役
取締役	役員	永迫 弘	第一製菓株式会社顧問
取締役	役員	河村 秀	三共株式会社代表取締役副社長
取締役	役員	池上 康	三共株式会社代表取締役社長
取締役	役員	采孟 弘	第一製菓株式会社常務取締役
社外取締役	役員	仁平 圀	財団法人日本交通管理技術協会会長
社外取締役	役員	西川 善	日本郵政株式会社代表取締役社長
社外取締役	役員	矢部 丈太郎	実践女子大学人間社会学部教授
社外取締役	役員	杉田 力之	株式会社みずほフィナンシャルグループ名誉顧問
常勤監査役	査役	和田 耕三	三共株式会社常勤監査役
社外監査役	査役	井上 郎	
社外監査役	査役	島田 馨	三共株式会社監査役
社外監査役	査役	樋口 公啓	東京海上日動火災保険株式会社相談役

- (注) 1. 取締役のうち仁平圀雄氏、西川善文氏、矢部丈太郎氏、杉田力之氏は、旧商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち島田 馨氏及び樋口公啓氏は旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

(7) 執行役員

役	職	氏名	担当または主な職業
執行役員	役員	高野 芳一	総務部長
執行役員	役員	坂井 学	経営管理部長
執行役員	役員	小澤 明彦	財務経理部長
執行役員	役員	高橋 利夫	コーポレートコミュニケーション部長
執行役員	役員	尾崎 昭雄	経営統合推進部長
執行役員	役員	蓑谷 利朗	監査部長

(8) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区 分	取 締 役		監 査 役		合 計	
	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額
定款または株主総会決議に基づく報酬	10名	94百万円	4名	30百万円	14名	124百万円
計	—	94	—	30	—	124

- (注) 平成17年6月29日開催の三共株式会社の定時株主総会及び第一製菓株式会社の定時株主総会における株式移転による完全親会社設立の件において承認された取締役の報酬総額（使用人兼取締役の使用人分給与は含まない）は1営業年度4億5千万円以内、監査役の報酬総額は1営業年度1億2千万円以内であります。

(9) 会計監査人に対する報酬等の額

	支払額
① 当社及び子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	277百万円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額	181百万円
③ 上記②の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	23百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。

また、①及び②の金額には、米国基準に基づく監査証明業務に係る報酬等85百万円が含まれておりません。

(10) 訴訟について

① 米国において、ワーナー・ランバート社が、当社の子会社である三共株式会社が生産した原体（一般名：トログリタゾン）を使用して、平成12年3月まで製造販売しておりました糖尿病治療剤「レズリン」を服用した患者から、ワーナー・ランバート社らに対して、同剤の服用により被害を受けたとして、損害賠償などを求める訴訟が米国内において多数提起されております。そのうちの一部の訴訟については、三共株式会社の米国子会社である三共ファルマInc.（現第一三共Inc.）も被告となっており、ワーナー・ランバート社とともに、これらの訴訟に対応しております。これらの訴訟において原告が要求している救済には、損害賠償、懲罰的賠償が含まれております。

なお、三共株式会社とワーナー・ランバート社との同剤に関するライセンス契約には、同剤に関連して訴訟が発生した場合の、三共株式会社及び三共株式会社子会社の負担費用など（損害賠償金を含む）に関するワーナー・ランバート社による補填規定があります。

② 当社子会社である第一製薬株式会社は、ビタミンバルク販売に係わるカルテル問題で、米国においては、一部取引先を除き和解が成立しております。欧州においては、欧州委員会からの課徴金決定に対して、欧州第一審裁判所に控訴しておりましたが、本年3月、課徴金を1,800万ユーロに減額する旨の判決があり、同社はこれを受け入れました。課徴金の一部については、同社の平成14年3月期連結会計年度において特別損失に計上いたしましたが、この判決を受け、残額についても平成18年3月期連結会計年度において特別損失に計上しております。

③ 当社子会社である第一製薬株式会社は、米国において、マイラン社等が主力製品であるレボフロキサシンのジェネリック申請を行ったことに対し、同社の特許権の侵害であると判断し、当社及びライセンサーが共同で地方裁判所に提訴しておりました。一昨年12月同社側が勝訴しましたが、マイラン社グループは、本判決を不服として控訴しました。昨年12月、同社側は地方裁判所に続き控訴裁判所でも勝訴しました。今後とも、継続して知的財産の保護に注力してまいります。

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

(1) ゼファーマ株式会社の株式取得

当社は、平成18年3月31日付でアステラス製薬株式会社の100%子会社であるゼファーマ株式会社の全株式を取得することをアステラス製薬株式会社と合意し、平成18年4月13日に株式取得を完了しております。

①買収の目的

一般用医薬品を中心とするヘルスケア事業の強化

②株式取得の相手会社の名称

アステラス製薬株式会社

③買収する会社の名称、事業内容、規模

名称：ゼファーマ株式会社

事業内容：医薬品、医薬部外品、化粧品、食品等の開発・販売

資本金：3億円

売上高：224億円（平成17年3月期通期換算）

④株式取得の時期

平成18年4月13日

⑤取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

取得株式数：6,000株

取得価額：355億円

取得後の持分比率：100%

⑥支払資金の調達

自己資金

(2) 和光堂株式会社の株式譲渡

当社の連結子法人等である三共株式会社は、平成18年4月24日の同社取締役会において、同社の子会社である和光堂株式会社の株式について、アサヒビール株式会社が実施する公開買付けに応募することを決議いたしました。

①譲渡の理由

当社グループは医薬品事業に経営資源の集中を図るべく、非医薬品事業の見直しに取り組んでおります。そのような中、和光堂株式会社の事業性、成長性を高く評価するアサヒビール株式会社より、公開買付けにより和光堂株式会社の株式を買い付ける提案がなされました。アサヒビール株式会社の顧客満足と品質を追求する経営及び技術やノウハウ、多様な販売チャネルが、和光堂株式会社の今後の更なる事業発展につながるものと判断されることや、公開買付け価格などの諸条件を総合的に勘案し、公開買付けに応募することといたしました。

②譲渡する相手会社の名称

アサヒビール株式会社

③譲渡の日程

平成18年4月25日 公開買付開始公告日

平成18年5月15日 公開買付期間末日

平成18年5月19日 公開買付決済開始日

④当該子会社等の名称、事業内容及び当社との取引内容

名称：和光堂株式会社

事業内容：育児用粉乳、ベビーフード、自動販売機用食品、家庭用食品、業務用粉乳、医薬品、医薬部外品、化粧品、衛生用品、雑貨等の製造及び販売

取引内容：該当事項はありません。

⑤譲渡する株式の数、譲渡価額、譲渡益及び譲渡後の持分比率

譲渡株式数：3,533千株

譲渡価額：279億円

譲渡益：約198億円（連結ベース）

譲渡後の持分比率：0%

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	(1,596,126)	(負債の部)	(346,987)
I 流動資産	958,483	I 流動負債	236,833
現金及び預金	223,979	支払手形及び買掛金	65,596
受取手形及び売掛金	240,173	短期借入金	13,547
有価証券	274,510	未払法人税等	26,169
抵当証券	16,500	繰延税金負債	31
たな卸資産	121,694	返品調整引当金	657
繰延税金資産	40,911	売上割戻引当金	2,204
その他	41,313	偶発損失引当金	3,379
貸倒引当金	△599	その他	125,246
II 固定資産	637,643	II 固定負債	110,154
有形固定資産	289,712	長期借入金	3,374
建物及び構築物	164,047	繰延税金負債	23,926
機械装置及び運搬具	47,888	退職給付引当金	68,321
土地	48,892	役員退職慰労引当金	3,140
建設仮勘定	10,010	土壤浄化対策引当金	2,850
その他	18,874	その他	8,540
無形固定資産	36,166	(少数株主持分)	(11,609)
連結調整勘定	9,788	少数株主持分	11,609
その他	26,378	(資本の部)	(1,237,529)
投資その他の資産	311,763	I 資本金	50,000
投資有価証券	256,338	II 資本剰余金	179,858
長期貸付金	6,154	III 利益剰余金	936,513
前払年金費用	17,307	IV その他有価証券評価差額金	80,254
繰延税金資産	7,403	V 為替換算調整勘定	735
その他	25,090	VI 自己株式	△9,832
貸倒引当金	△529		
合 計	1,596,126	合 計	1,596,126

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金	額
I 売上高		925,918
II 売上原価		290,735
売上総利益		635,182
III 販売費及び一般管理費		480,454
営業利益		154,728
IV 営業外収益		
受取利息	3,326	
受取配当金	1,995	
受取賃貸料	1,148	
その他	4,480	10,951
V 営業外費用		
支払利息	313	
たな卸資産処分損及び評価損	1,587	
寄付金	1,099	
創立費償却額	361	
持分法による投資損失	349	
その他	2,253	5,964
経常利益		159,714
VI 特別利益		
固定資産売却益	4,897	
関係会社株式処分益	1,179	
投資有価証券売却益	649	
厚生年金基金代行返上益	163	6,890
VII 特別損失		
固定資産処分損	5,550	
事業統合関連損失	9,893	
減損損失	5,253	
偶発損失引当金繰入額	3,379	
土壌浄化対策引当金繰入額	2,850	
事業再編関連損失	1,153	
ビタミン独禁法関連損失	1,125	
投資有価証券評価損	346	
特別退職加算金	160	29,712
税金等調整前当期純利益		136,892
法人税、住民税及び事業税	54,207	
法人税等調整額	△5,011	49,196
少数株主利益		3
当期純利益		87,692

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

連結の範囲に関する事項

連結子法人等は57社であります。

主要な連結子法人等の名称は「営業報告書 2. 企業集団及び当社の概況(5) 企業結合の状況 ①重要な子法人等の状況」に記載しております。

なお、三共㈱の連結子法人等であった日本ダイヤバルブ㈱、九州三共㈱及び三共フーズ㈱を株式の売却等により、期首において連結の範囲から除外しておりますが、利益剰余金期首残高には含めております。エフピー化工㈱は、株式を売却したため、期中において連結の範囲から除外しております。

また、第一製薬㈱の連結子法人等であった東京医薬紙器㈱及び西邨紙器㈱は、第一製薬㈱が保有株式の一部を売却したため、期中において連結の範囲から除外し、持分法を適用しております。第一ファインケミカルズInc. は、清算が終了したため連結の範囲から除外しております。

三共㈱の連結子法人等であったディスメドAG、第一製薬㈱の連結子法人等であった関西第一サービス㈱、第一テクノス㈱、(株)第一サントリー生物医学研究所及び第一製薬(中国)有限公司は、他の連結子法人等と合併しております。三共㈱の連結子法人等であった三共ファルマInc. と第一製薬㈱の子法人等であった第一ファーマ・ホールディングスInc.、第一ファーマシューティカルCorp. 及び第一メディカル・リサーチInc. の4社は平成18年3月31日付で合併し、新たに第一三共Inc. となっております。

当連結会計年度において設立した第一三共ヘルスケア㈱及び三共グルンドステックGmbH&Co. オブジェクト・ミュンヘンKGを、新規連結しております。

非連結子法人等(三共保険エージェンシー㈱、ゴードー不動産㈱、上海三共製薬有限公司他)は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に対する影響が軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

持分法の適用に関する事項

持分法を適用している関連会社はサノフィパスツール第一ワクチン㈱他5社であります。

持分法適用外の非連結子法人等(三共保険エージェンシー㈱、ゴードー不動産㈱、上海三共製薬有限公司他)及び関連会社(㈱東京薬業会館他)は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用から除外しております。

連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうち、決算日が12月31日の会社については、連結計算書類の作成にあたって、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合、連結上必要な調整を行っております。

(決算日が12月31日の会社)

ルイトポルド・ファーマシューティカルズInc.、第一アスピオ・ファーマシューティカルズInc.、三共ファルマGmbH及び子会社12社、第一製薬(北京)有限公司他5社

なお、三共ファルマInc.(現・第一三共Inc.)は、第一ファーマ・ホールディングスInc.他との合併を機に、決算期を3月31日に変更しておりますが、当連結会計年度においては平成17年12月31日現在の計算書類を使用しております。

株式移転に伴う資本連結手続に関する事項

当社は、株式移転制度の利用により三共㈱と第一製薬㈱（以下「完全子会社」）の完全親会社として設立いたしました。この企業結合による資本手続は、「株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号）に準拠し、持分プーリング法による処理を行っております。

今回の企業結合については、完全子会社の業務内容及び財政状態等を総合的に勘案し、当社グループのリスクと便益を完全子会社が継続的に共同して負担及び享受することとなるため、持分の結合に該当すると判断いたしました。

会計処理基準に関する事項

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

……主として償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

……主として決算時の市場価格等に基づく時価法によっております。

（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

……主として移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ

……時価法によっております。

(3) たな卸資産

……主として総平均法による低価法によっております。

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

当社及び国内連結子法人等は定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。

在外連結子法人等は、主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15～50年

機械装置及び運搬具 4～7年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、将来の費用削減効果が確実な自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 繰延資産の償却の方法

創立費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 返品調整引当金

連結子法人等の三共㈱、第一製薬㈱及びその他の連結子法人等は、連結会計年度末日後の返品損失に備えるため、将来の返品見込額に対し、売上利益及び廃棄損失相当額の合計額を計上しております。

なお、戻入額268百万円は売上原価で処理しております。

(3) 売上割戻引当金

連結子法人等の三共㈱、第一製薬㈱及びその他の連結子法人等は、将来の売上割戻しに備えるため、連結会計年度末特約店在庫金額及び連結会計年度末売掛金額に支出見込率を乗じた金額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

国内連結子法人等は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

一部の在外連結子法人等は、所在地国における一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき計上しております。

過去勤務債務は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。ただし、連結子法人等の三共㈱は発生時に全額を費用処理しております。

（追加情報）

連結子法人等の第一製薬㈱は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成17年1月1日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受け、平成17年5月31日に国に返還額（最低責任準備金）の納付を行いました。

当連結会計年度の損益に与えている影響額は、特別利益163百万円であります。

(5) 役員退職慰労引当金

国内連結子法人等は、役員の退職時に支給される退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

一部の在外連結子法人等は、役員退職慰労金の支出に備えて、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

将来発生する可能性のある偶発損失に備えるため、偶発事象毎に個別のリスクを検討し、合理的に算定した損失見込額を計上しております。

(7) 土壌浄化対策引当金

土壌浄化対策に係わる損失に備えるため、土地の一部における浄化対策費用の見積額を計上しております。

5. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算時の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子法人等の資産及び負債は決算時の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

6. 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理によっており、金利スワップについてはヘッジ会計の要件を満たし、さらに想定元本、利息の受払条件及び契約期間がヘッジ対象となる借入金と同一であるため、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建債権債務及び予定取引、借入金

(3) ヘッジ方針

輸出入取引に係る為替変動リスク、借入金の金利変動リスクをヘッジし、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約は取引の重要な条件が同一であり、金利スワップは特例処理によっているため、ヘッジ効果が極めて高いことから、有効性の評価を省略しております。

8. その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

連結調整勘定の償却に関する事項

原則として5年間で均等償却することとしております。ただし、金額が僅少の場合は、発生した年度に一括償却しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 543,118 百万円
2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産並びに担保付債務は次のとおりであります。

担保資産	百万円	百万円
建物及び構築物	2,285	(1,840)
機械装置及び運搬具	2,321	(2,321)
土地	900	(757)
有形固定資産のその他	60	(60)
投資有価証券	766	(-)
計	6,333	(4,979)

担保付債務	百万円	百万円
短期借入金	415	(88)
長期借入金	1,367	(700)
計	1,782	(788)

上記のうち、()内書は工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

3. 保証債務の金額 2,920 百万円
4. 手形割引高 93 百万円
5. 非連結子法人等及び関連会社に対するものは次のとおりであります。
投資有価証券(株式) 2,106 百万円
投資その他の資産のその他(出資金) 7,213 百万円

(連結損益計算書関係)

1. 1株当たりの当期純利益 119.49 円
2. 研究開発費の総額 158,716 百万円
3. 事業統合関連損失

当社グループにおける三共グループと第一製薬グループとの医薬品事業統合に伴う一時費用であり、その主な内訳は次のとおりであります。

海外事業統合関連費用	7,086 百万円
ヘルスケア事業統合関連費用	968 百万円
その他調査費用等	1,838 百万円

4. 減損損失

当社グループ（当社及び連結子法人等）は、事業用資産については製品の種類や営業活動の類似性、企業集団としての整合性、及び将来的な管理の継続性を考慮して管理会計上の事業別損益管理区分によりグルーピングしており、また、賃貸資産及び事業の用に直接供していない遊休資産については個々にグルーピングしております。

当連結会計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	摘要
福島県いわき市	小名浜工場医薬品製造設備	建物及び機械装置等	遊休
札幌市白石区	旧札幌物流センター物流設備	土地	遊休
栃木県下野市	旧栃木研究センター研究設備	建物及び土地等	遊休
茨城県土浦市	社宅用地等	土地	遊休
千葉県山武市	千葉工場工場用地	土地	遊休

上記の資産グループは、遊休状態であり今後の使用見込みも未確定なため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（5,253百万円）として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、建物及び構築物2,442百万円、機械装置1,888百万円、土地901百万円、その他20百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、鑑定評価額又は固定資産税評価額を合理的に調整した価額等に基づき算定しております。

5. 偶発損失引当金繰入額

最低購入数量の規定がある商品購入契約に係る、将来の違約金等の損失見積額であります。

6. 事業再編関連損失

医薬品事業に集中するため、周辺事業の整理を進めており、その一環として実施した関係会社株式の売却により生じた損失及び外部のアドバイザーへの支払費用であります。

7. ビタミン独禁法関連損失

ビタミンカルテルの欧州における控訴審判決に伴う課徴金であります。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

国内連結子法人等のうち、三共㈱及び国内連結子法人等は確定給付型の制度として、主に退職一時金制度及び適格退職年金制度を採用しております。また、一部の連結子法人等では総合設立型厚生年金制度に加入しております。第一製薬㈱及び国内連結子法人等は、主にグループ連合型による確定給付企業年金制度と確定拠出年金制度を採用しております。一部の在外連結子法人等では、確定給付型または確定拠出型の年金制度を設けております。

なお、退職給付会計に準拠した数理計算の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務 (注) 1	△148,160 百万円
年金資産 (注) 2	97,909
未積立退職給付債務	△50,251
未認識数理計算上の差異	2,064
未認識過去勤務債務	△2,827
連結貸借対照表計上額純額	△51,014
前払年金費用	17,307
退職給付引当金	△68,321

(注) 1. 一部の連結子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 総合設立型厚生年金基金制度の年金資産の額8,891百万円(自社の拠出に対応する金額を合理的に計算することが出来ないため、掛金拠出割合で計算)は、上記年金資産に含まれておりません。

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用 (注) 1・2	8,715 百万円
利息費用	3,272
期待運用収益	△2,338
数理計算上の差異の費用処理額	△1,437
過去勤務債務の費用処理額	△870
臨時に支払った割増退職金等	1,620
退職給付費用	8,961
厚生年金基金代行返上益	△163
その他 (注) 3	884
合計	9,681

(注) 1. 簡便法を採用している連結子法人等の退職給付費用は、勤務費用に計上しております。

2. 総合設立型厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

3. 確定拠出年金の掛金支払額及び退職年金前払制度による従業員に対する前払退職金支給額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	主として2.5%
期待運用収益率	2.5～3.0%
過去勤務債務の額の処理年数	5年～10年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。)
数理計算上の差異の処理年数	5年～10年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ翌連結会計年度から費用処理することとしております。)ただし、三共㈱は発生時に全額費用処理しております。

(税効果関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金超過額	25,879 百万円
前払委託研究費・共同開発費等	21,546
減価償却費	16,914
繰越欠損金	15,840
未払賞与	10,330
たな卸資産未実現利益・評価損	8,009
固定資産未実現利益	6,106
減損損失	4,402
未払事業税	2,181
その他	20,679
繰延税金資産小計	131,891
評価性引当額	△32,484
繰延税金資産合計	99,407
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△55,030
固定資産圧縮積立金	△9,604
前払年金費用	△6,948
その他	△3,468
繰延税金負債合計	△75,052
繰延税金資産（負債）の純額	24,355

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	40,911 百万円
固定資産－繰延税金資産	7,403
流動負債－繰延税金負債	△31
固定負債－繰延税金負債	△23,926

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.5 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.0
評価性引当額の増減額	△3.1
試験研究費の法人税額特別控除	△6.2
その他	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.9

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	(1,209,278)	(負債の部)	(2,467)
I 流動資産	58,187	I 流動負債	2,467
現金及び預金	41,900	未払金	2,110
繰延税金資産	172	未払費用	165
未収入金	1,380	未払法人税等	138
未収還付法人税等	14,541	未払消費税等	45
その他	193	預り金	8
II 固定資産	1,151,090	(資本の部)	(1,206,810)
有形固定資産	39	I 資本金	50,000
建物	27	II 資本剰余金	1,083,350
工具器具及び備品	11	資本準備金	1,083,349
無形固定資産	296	その他資本剰余金	0
商標権	296	自己株式処分差益	0
その他	0	III 利益剰余金	73,545
投資その他の資産	1,150,755	当期末処分利益	73,545
関係会社株式	1,150,654	IV 自己株式	△84
繰延税金資産	16		
その他	83		
合 計	1,209,278	合 計	1,209,278

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成17年 9月28日
至 平成18年 3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金	額
I 営業収益		
受取配当金	73,501	
経営管理料	3,155	76,656
II 営業費用		
一般管理費	2,707	2,707
営業利益		73,948
III 営業外収益		
受取利息	2	
その他	2	4
IV 営業外費用		
創立費償却額	361	
その他	0	361
経常利益		73,591
税引前当期純利益		73,591
法人税、住民税及び事業税	235	
法人税等調整額	△189	45
当期純利益		73,545
当期末処分利益		73,545

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式……………移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法によっております。

(2) 無形固定資産……………定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

創立費……………支出時に全額費用として処理しております。

4. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する債権債務

短期金銭債権 1,380 百万円

短期金銭債務 1,248 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5 百万円

3. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用する重要な固定資産は電話交換機、複写機等であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

営業収益 76,656 百万円

営業取引以外の取引高 41 百万円

2. 1株当たりの当期純利益 100.06 円

(税効果関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
前払費用等	61 百万円
未払賞与	56
未払事業税	42
減価償却費	16
その他	11
<hr/>	
繰延税金資産合計	189
<hr/>	
繰延税金資産(負債)の純額	189

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.7 %
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△40.6
その他	0.0
<hr/>	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.1

利 益 処 分 案

科 目	金 額
(当期末処分利益の処分)	円
当期末処分利益	73,545,250,074
合 計	73,545,250,074
これを次のとおり処分いたします。	
配当金 (1株につき25円)	18,374,343,375
次期繰越利益	55,170,906,699
(その他資本剰余金の処分)	円
その他資本剰余金	544,358
これを次のとおり処分いたします。	
その他資本剰余金次期繰越高	544,358

(注) 平成17年9月27日の最終の株主名簿に記載された三共(株)及び第一製薬(株)の株主に対し、それぞれの中間配当金の支払に代えて、旧両社普通株式1株につき25円の株式移転交付金を支払っております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月12日

第一三共株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 三 和 彦 幸 ㊟
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 浜 嶋 哲 三 ㊟
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 大 谷 秋 洋 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、第一三共株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い第一三共株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

営業報告書に記載されているゼファーマ株式会社の株式取得及び和光堂株式会社の株式譲渡に関する後発事象は、次期以後の会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものである。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間における連結計算書類（連結貸借対照表および連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

監査の実施に当たって、各監査役は監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役等および会計監査人から報告および説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 あずさ監査法人の監査の方法および結果は、相当であると認めます。

平成18年5月17日

第一三共株式会社 監査役会

常勤監査役 和田 耕 三 ㊟

常勤監査役 井 上 敦 郎 ㊟

監査役 島 田 馨 ㊟

監査役 樋 口 公 啓 ㊟

(注) 監査役 島田 馨および監査役 樋口公啓は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成18年5月12日

第一三共株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 三 和 彦 幸 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 浜 嶋 哲 三 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 谷 秋 洋 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、第一三共株式会社の平成17年9月28日から平成18年3月31日までの第1期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

営業報告書に記載されているゼファーマ株式会社の株式取得に関する後発事象は、次期以後の会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものである。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年9月28日から平成18年3月31日までの第1期営業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

監査の実施に当たって、各監査役は監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役会およびその他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門等から営業に関する報告を聴取し、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況（法令等遵守体制及びリスク管理体制等の内部統制システムを含む）を調査いたしました。子会社に対しても営業の報告を求め、必要に応じて業務および財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人の独立性を監視し、会計監査人からその監査に関する報告および説明を受け、計算書類および附属明細書につき検討を行いました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 あずさ監査法人の監査の方法および結果は、相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社の財産の状況その他の事情に照らして指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務も含め、不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても、取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月17日

第一三共株式会社 監査役会

常勤監査役	和田 耕 三 ㊟
常勤監査役	井上 敦 郎 ㊟
監査役	島田 馨 ㊟
監査役	樋口 公 啓 ㊟

(注) 監査役 島田 馨および監査役 樋口公啓は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第1期利益処分案承認の件

利益処分案は添付書類（31頁）に記載のとおりであります。

当社は、グループの事業活動から得られた成果の配分を最も重要な経営課題の一つとして位置付けており、業績や資本効率の観点を反映した利益還元を重視するとともに、今後の成長戦略展開に備え、内部留保の充実などを総合的に勘案し、利益配分を決定してまいります。

配当につきましては、2009年度に株主資本配当率（DOE）5%の達成を中期的な目標に掲げ、安定的な増額を図ってまいります。

以上の方針に基づき、当期の利益配当金につきましては、1株につき25円とさせていただきます存じます。

なお、株式移転に伴い、中間配当金に代えて、1株につき25円の株式移転交付金をお支払いしておりますので、これを含めると年間配当金は1株につき50円となります。

第2号議案 資本準備金減少の件

分配可能額（配当可能利益）の確保・充実や自己株式の取得など、今後の機動的かつ戦略的な資本政策に備えるために、会社法第448条第1項の規定に基づき、平成18年8月15日を効力発生日として、資本準備金1,083,349,792,960円のうち、903,491,489,399円を減少させ、これをその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という。）が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」及び「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 会社法に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第4条（機関）を新設するものであります。
- (2) 当社の公告方法について、公示機能として優れ、公告コストの削減効果が見込める電子公告制度を採用することといたしたく、予備的公告の方法と併せて、現行定款第4条（公告の方法）の規定を変更するものであります。
- (3) 会社法に従い、株券を発行する旨を定めるため、第8条（株券の発行）を新設するものであります。
- (4) 単元未満株式の権利を合理的な範囲に制限するため、第10条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
- (5) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、提供することができるよう、第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- (6) 取締役会を機動的に行うことができるよう、第25条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
- (7) 補欠監査役の予選の効力を、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとすることができるよう、第31条（補欠監査役の予選の効力）を新設するとともに、現行定款第30条（補欠監査役）を削除するものであります。
- (8) 社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能にするために、第36条（社外監査役の責任免除）を新設するものであります。
- (9) 当会社の設立に伴い規定した附則を、必要がなくなったため削除するものであります。
- (10) その他、「会社法」及び「整備法」が施行されたことに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更、字句・用語変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 ~ 第3条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、28億株とする。但し、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 ~ 第3条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="text-align: center;">(1) 取締役会</p> <p style="text-align: center;">(2) 監査役</p> <p style="text-align: center;">(3) 監査役会</p> <p style="text-align: center;">(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、28億株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;">2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第8条 <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(<u>単元未満株式の買増し</u>)</p> <p>第9条 <u>当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第10条 <u>当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿、実質株主名簿(以下「株主名簿等」という。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、株券失効手続、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第10条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(<u>単元未満株式の買増し</u>)</p> <p>第11条 <u>当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第12条 <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第11条</u> 当社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、株券失効手続、その他株式に関する事項は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p><u>(基準日)</u></p> <p><u>第12条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p><u>2. 前項のほか、第39条による中間配当を受ける株主を確定するため、その他必要がある場合は、取締役会の決議により予め公告して基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第13条</u> 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。</p> <p><u>2. 株主総会は、本店所在地又は本店所在地以外の東京都区内にて招集することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第14条</u> 株主総会は、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもって他の代表取締役がこれを務める。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第13条</u> 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第14条</u> (現行定款第13条のとおり)</p> <p><u>(基準日)</u></p> <p><u>第15条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第16条</u> (現行定款第14条のとおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。但し、代理人は1名に限る。</p> <p>2. 前項の場合、株主又は代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議決の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第17条 株主総会の議事は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が記名捺印又は電子署名してこれを当会社に保存する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社は、取締役14名以内を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会で選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(議決の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 (現行定款第15条のとおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 (現行定款第18条のとおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会で選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p><u>第20条</u> 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員として選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の少なくとも3日前に発することを要する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(<u>取締役会の決議方法</u>)</p> <p><u>第22条</u> <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数で行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p><u>第23条</u> 当社の取締役会は、会社の業務執行を話し、取締役の職務の執行を監督する。</p> <p>(<u>代表取締役及び役付取締役</u>)</p> <p><u>第24条</u> <u>当社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議をもって、会長、社長、副社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。</u></p>	<p>(任期)</p> <p><u>第22条</u> 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員として選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(<u>代表取締役及び役付取締役</u>)</p> <p><u>第23条</u> <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって会長、社長、副社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p><u>第24条</u> (現行定款第21条のとおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(<u>取締役会の決議の省略</u>)</p> <p><u>第25条</u> <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の権限)</p> <p><u>第26条</u> (現行定款第23条のとおり)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(取締役会の議事録)</u></p> <p>第25条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p><u>(取締役会規程)</u></p> <p>第27条 <u>取締役会に関するその他の事項は、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第28条 当社は、監査役4名以内を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会で選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(取締役会規程)</u></p> <p>第27条 <u>取締役会に関するその他の事項は、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第29条 (現行定款第28条のとおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会で選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(補欠監査役の予選の効力)</u></p> <p>第31条 <u>補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(補欠監査役)</u></p> <p>第30条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会において補欠監査役を予め選任することができる。</p> <p>2. 補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3. 第1項の定めによる予選の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会開催の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>3. 前条第1項の定めにより予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p><u>(監査役会の招集)</u></p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の少なくとも3日前に発することを要する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第34条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 監査役は、互選により常勤監査役を定める。</p>	<p>(常勤監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 監査役会に関するその他の事項は、監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>(営業年度及び決算)</p> <p>第37条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>2. 決算は毎営業年度末日に行う。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第38条 利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下「中間配当」という。)をすることができる。</p>	<p>(監査役会の招集)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の少なくとも3日前に発することを要する。 但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 (現行定款第36条のとおり)</p> <p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>第6章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第38条 当社は、株主総会の決議により、毎年3月31日を基準日として、剰余金の配当をすることができる。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(除斥期間)</p> <p>第40条 利益配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(設立に際して発行する株式)</p> <p>第1条 当会社の設立は、<u>商法第364条の株式移転による。</u></p> <p>2. <u>当会社の設立に際して発行する株式の種類は普通株式とし、その数は771,498,064株とする。</u></p> <p>3. <u>前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日(以下「株式数算定基準日」という。)の翌日以降、株式移転をなすべき時期の前日までに、第一製薬株式会社及び三共株式会社のそれぞれが自己株式を消却した場合、並びに第一製薬株式会社及び三共株式会社がそれぞれ発行した新株引受権及び新株予約権が行使されて各社の普通株式の発行があった場合には、当会社の設立に際して発行する株式の数は、次の第(1)号及び第(2)号の数の合計から1株に満たない端数を控除した数とする。</u></p> <p>(1) <u>286,453,235から、株式数算定基準日の翌日以降に第一製薬株式会社が消却した自己株式の数を減じ、且つ第一製薬株式会社が発行した新株引受権及び新株予約権の行使により株式数算定基準日の翌日以降に新たに発行された普通株式数を加えた数に1000分の1159を乗じた数</u></p> <p>(2) <u>439,498,765から、株式数算定基準日の翌日以降に三共株式会社が消却した自己株式の数を減じ、且つ三共株式会社が発行した新株予約権の行使により株式数算定基準日の翌日以降に新たに発行された普通株式数を加えた数</u></p>	<p>(除斥期間)</p> <p>第39条 期末配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(最初の営業年度)</u></p> <p>第2条 当会社の最初の営業年度は、第37条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から平成18年3月31日までとする。</p> <p><u>(最初の監査役任期)</u></p> <p>第3条 当会社の最初の監査役任期は、第31条第1項の規定にかかわらず、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	

第4号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名、生年月日	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数	当社との利害関係
1	もり た きよし 森 田 清 昭和14年3月29日生	昭和37年4月 第一製薬株式会社入社 昭和63年4月 同社医薬営業情報部長 平成3年4月 同社医薬業務部長 平成3年6月 同社取締役 平成5年10月 同社医薬担当 平成7年6月 同社常務取締役 平成9年6月 同社代表取締役専務 平成11年6月 同社代表取締役社長（現任） 平成17年9月 当社代表取締役会長（現任） 他の法人等の代表状況 第一製薬株式会社代表取締役社長 ラボラトワール第一サノフィ・アベンティス 代表取締役社長	普通株式 40,788株	なし

候補者番号	氏名、生年月日	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数	当社との利害関係
2	しょうだ たかし 庄田 隆 昭和23年6月21日生	昭和47年4月 三共株式会社入社 平成11年1月 同社欧州部長 平成11年6月 同社海外医薬営業本部長 兼欧州部長 平成13年6月 同社取締役 平成14年6月 同社常務取締役 平成15年6月 同社代表取締役社長 平成17年9月 当社代表取締役社長兼三共株式会社 取締役（現任） 他の法人等の代表状況 なし	普通株式 59,600株	なし
3	なが きこ ひろ ゆき 永迫 弘幸 昭和14年5月17日生	昭和37年4月 第一製薬株式会社入社 昭和63年4月 同社経営企画室長 平成3年4月 同社経営企画担当 平成3年6月 同社取締役 平成5年6月 同社経営企画、広報担当 平成7年6月 同社常務取締役 平成11年6月 同社代表取締役専務 平成15年6月 同社代表取締役副社長 平成17年6月 同社顧問（現任） 平成17年9月 当社取締役（現任） 他の法人等の代表状況 なし	普通株式 16,249株	なし
4	いけ がみ やす ひろ 池上 康弘 昭和14年12月24日生	昭和37年4月 三共株式会社入社 平成6年9月 同社福岡支店長 平成12年9月 同社医薬営業企画部長 平成13年6月 同社取締役 平成14年6月 同社専務取締役 平成15年6月 同社代表取締役副社長 平成17年9月 当社取締役兼三共株式会社代表取締 役社長（現任） 他の法人等の代表状況 三共株式会社代表取締役社長	普通株式 29,400株	なし

候補者番号	氏名、生年月日	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数	当社との利害関係
5	うね 采 つとむ 孟 昭和22年12月11日生	昭和45年4月 第一製薬株式会社入社 平成9年10月 同社研究開発企画部長 平成10年6月 同社開発渉外部長 平成11年6月 同社取締役 平成11年10月 同社研究開発戦略部長 平成13年6月 同社研究開発戦略担当 平成14年10月 同社常務取締役（現任） 平成17年9月 当社取締役（現任） 他の法人等の代表状況 サノフィ・アベンティス第一製薬株式会社 代表取締役副社長 第一製薬（北京）有限公司董事長 韓国第一製薬株式会社代表理事	普通株式 4,272株	なし
6	に ひら くに お 仁 平 園 雄 昭和8年4月6日生	昭和32年4月 警察庁入庁 平成元年6月 警察庁警務局長 平成2年12月 警視総監 平成11年6月 社団法人日本自動車連盟会長 平成15年6月 三共株式会社取締役（現任） 平成17年9月 当社取締役（現任） 他の法人等の代表状況 なし	普通株式 15,200株	なし
7	にし かわ よし ふみ 西 川 善 文 昭和13年8月3日生	昭和36年4月 株式会社住友銀行入行 昭和61年6月 同行取締役 平成元年6月 同行常務取締役 平成3年11月 同行専務取締役 平成8年5月 同行副頭取 平成9年6月 同行頭取 平成13年4月 株式会社三井住友銀行頭取 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役社長 平成17年6月 第一製薬株式会社取締役（現任） 平成17年9月 当社取締役（現任） 他の法人等の代表状況 日本郵政株式会社代表取締役社長	普通株式 0株	なし

候補者番号	氏名、生年月日	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数	当社との利害関係
8	やべ じょうたろう 矢部 丈太郎 昭和14年1月8日生	昭和38年4月 公正取引委員会事務局入局 平成3年6月 同取引部長 平成4年7月 同経済部長 平成6年7月 同審査部長 平成8年6月 同審査局長 平成9年6月 同事務総長 平成11年4月 大阪大学大学院法学研究科教授 平成16年4月 実践女子大学人間社会学部教授（現任） 平成17年6月 第一製菓株式会社取締役（現任） 平成17年9月 当社取締役（現任） 他の法人等の代表状況 なし	普通株式 2,318株	なし
9	すぎ た かつ ゆき 杉田 力之 昭和17年10月13日生	昭和41年4月 株式会社日本勧業銀行入行 平成6年6月 株式会社第一勧業銀行取締役総括部長 平成9年6月 同行代表取締役頭取 平成12年9月 株式会社みずほホールディングス取締役社長兼任 平成14年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ名誉顧問（現任） 平成15年6月 三共株式会社取締役（現任） 平成17年9月 当社取締役（現任） 他の法人等の代表状況 なし	普通株式 11,500株	なし
10	すぎ むら ゆき お 杉村 征夫 昭和17年1月16日生	昭和41年4月 三共株式会社入社 平成5年9月 同社活性物質研究所長 平成11年9月 同社研究本部副本部長 兼研究企画部長 平成13年6月 同社取締役 平成14年6月 同社専務取締役 平成15年6月 同社代表取締役副社長（現任） 他の法人等の代表状況 三共株式会社代表取締役副社長	普通株式 13,408株	なし

(注) 取締役候補者のうち仁平園雄、西川善文、矢部丈太郎、杉田力之の各氏は、社外取締役の候補者であります。

第5号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名、生年月日	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数	当社との利害関係
1	和田 耕三 昭和14年1月6日生	昭和37年4月 三共株式会社入社 平成元年7月 同社経理部次長 平成3年6月 同社監査部長 平成10年6月 同社監査役（現任） 平成17年9月 当社常勤監査役（現任） 他の法人等の代表状況 なし	普通株式 15,571株	なし
2	井上 敦郎 昭和15年4月11日生	昭和40年4月 第一製薬株式会社入社 平成3年4月 同社国際開発部長 平成7年6月 同社取締役 平成7年10月 同社医薬開発企画部長 平成9年10月 同社国際事業部長 平成11年5月 同社国際事業担当兼国際事業部長 平成11年6月 同社常務取締役 平成17年9月 当社常勤監査役（現任） 他の法人等の代表状況 なし	普通株式 42,720株	なし
3	島田 馨 昭和9年3月16日生	昭和35年4月 東京大学医学部第一内科入局 昭和47年4月 東京都養育院付属病院微生物科長 昭和59年8月 東京大学医科学研究所感染症研究部教授 平成3年4月 東京大学医科学研究所付属病院院長 平成8年4月 東京専売病院院長 平成15年6月 三共株式会社監査役（現任） 平成17年9月 当社監査役（現任） 他の法人等の代表状況 なし	普通株式 2,610株	なし

候補者番号	氏名、生年月日	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数	当社との利害関係
4	樋口 公啓 昭和11年3月14日生	昭和35年4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成元年6月 同社取締役 平成3年8月 同社常務取締役 平成7年6月 同社専務取締役 平成8年6月 同社取締役社長 平成13年6月 同社取締役会長 平成15年6月 同社相談役（現任） 平成16年6月 第一製薬株式会社監査役（現任） 平成17年9月 当社監査役（現任） 他の法人等の代表状況 なし	普通株式 0株	なし

（注）監査役候補者のうち島田 馨氏、樋口公啓氏は、社外監査役の候補者であります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名、生年月日	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数	当社との利害関係
森 脇 純 夫 昭和32年3月3日生	昭和56年4月 弁護士登録 石井法律事務所入所 平成3年4月 石井法律事務所パートナー（現任） 他の法人等の代表状況 なし	普通株式 0株	なし

（注）候補者は、社外監査役の補欠の候補者であります。

【議決権の行使等についてのご案内】

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 株主総会参考書類及び計算書類等の記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類及び計算書類等に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.daiichisankyo.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(3) 書面とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。

(4) インターネット等による議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネット等によって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(5) インターネット等による議決権行使のご案内

① 議決権行使サイトについて

ア. インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Vodafone live!）から、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスし、ご利用いただくことによるのみ実施可能です。

（「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Vodafone live!」はVodafone Group Plcの商標または登録商標です。）

イ. パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。

ウ. 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Vodafone live!のいずれかのサービスをご利用可能であることが必要です。同サービスが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のため暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が可能な機種にのみ対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございますのでご了承ください。

② インターネットによる議決権行使方法について

ア. パソコンをご利用の場合、<http://www.evote.jp/>にアクセスすると表示されます「会社一覧」画面で会社名「第一三共株式会社」を選択、次に表示される「インターネット議決権行使ホームページ画面」で「議決権行使」をクリックいただきますと「本人認証」画面が表示されます。

携帯電話をご利用の場合、上記URLにアクセスすると表示されます「議決権行使サイト」画面で「ログイン」ボタンをクリックしていただきますと「本人認証」画面が表示されます。

いずれも「本人認証」画面で、同封の議決権行使書に記載の「議決権行使コード」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- イ. 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更や、専用の電子証明書の取得（または携帯電話番号情報の送信）等をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ウ. 「議決権行使コード」は株主総会の招集の都度新しいコードをご通知いたします。また株主総会の招集ご通知をパソコンに電子メールで送信することに同意された株主様につきましては、ご自分の「パスワード」を株主様に変更されるまで継続にご利用いただくこととなりますので、パスワードの管理には充分ご注意ください。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合はパケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
- ④ 招集ご通知の受領方法について
ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。

システム等に関するお問合せ

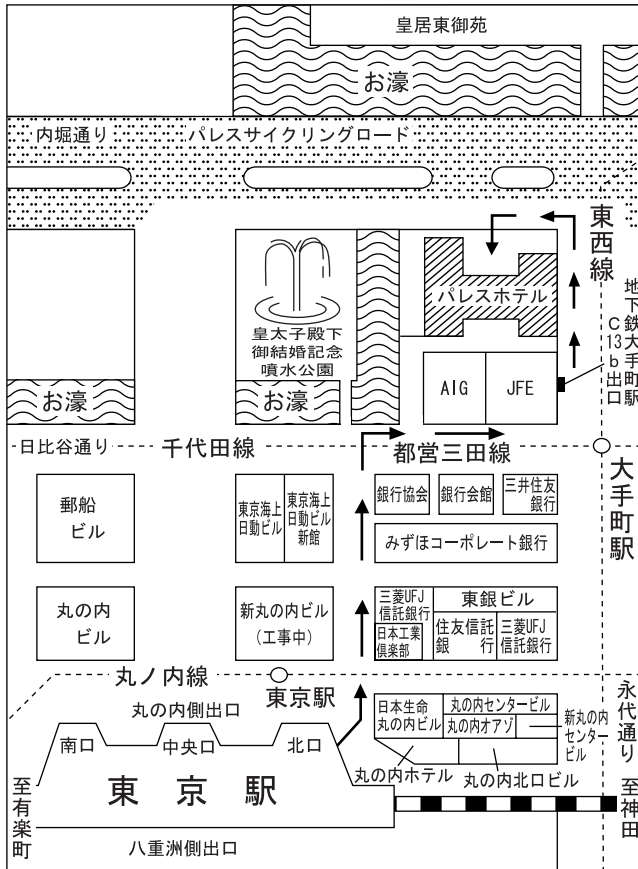
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

以 上

第一三共株式会社 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内一丁目1番1号（〒100-0005）
パレスホテル2階 ローズルーム
TEL 03 (3211) 5211（代）



徒歩でお越しの節は矢印 (→) の方向へお進みください。

交通 ○地下鉄 大手町駅下車 (C13b 出口) 徒歩 2分

○JR 東京駅 (丸の内北口) 徒歩 7分